

南相馬市スポーツ施設条例及び 同条例施行規則の一部改正の概要 並びに運営方針について

1 改正の趣旨

平成27年1月から整備している「鹿島体育館」については、平成28年4月以降の供用開始を予定している。併せて、当該施設の管理運営は、指定管理者制度による管理運営を予定していることから、南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 南相馬市スポーツ施設条例

別表第1 小高片草運動場の項の次に次のように加える。

鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原 186 番地の 1
-------	------------------------

別表第2中「コート」の次に「鹿島体育館、」を加える。

別表第3 小高片草運動場（テニスコート）の項の次に次のように加える。

鹿島 体育館	競技場全面貸 切り利用	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	1,140
				市外	1 時間	1,710
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	2,280
				市外	1 時間	2,850
		営利目的の場合				1 時間
	競技場半面貸 切り利用	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	570
				市外	1 時間	850
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	1,140
				市外	1 時間	1,420
		営利目的の場合				1 時間
	個人利用 （ 1 回券 ）	大人			1 回	100
		高校生			1 回	50
		小中学生			1 回	20
	個人利用 （ 回数券 ）	大人			12 回	1,000
		高校生			12 回	500
小中学生			12 回	200		
多目的ホール 1 区画貸切り 利用	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	210	
			市外	1 時間	310	
		体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	420	
			市外	1 時間	520	
	営利目的の場合				1 時間	730

利用料金の設定については、既存の市内スポーツ施設間相互の均衡を図るため、規模、機能等の類似施設（小川町体育館・小高体育センター・千倉体育館・前川原体育館）との同一料金とした。

別表第３中「センター、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

（２）南相馬市スポーツ施設条例施行規則

第７条第１項ただし書中「コート」の次に「鹿島体育館、」を加える。

（３）南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

別表中、小高片草運動場テニスコートの項の次に、鹿島体育館を加える。

３ 施行期日

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

４ 施設の運営方針

（１）施設の管理運営

平成２８年４月の供用開始から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うこととする。

なお、指定管理者の管理運営は、鹿島区内のスポーツ７施設「みちのく鹿島球場、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、前川原グラウンド、千倉テニスコート」とする。

（２）今後のスケジュール

平成２７年９月下旬から１０月下旬	募集要項の配布
平成２７年１１月	指定管理者の選定
平成２８年４月	指定管理者による管理運営